

東京都板橋区立学校の適正規模
及び適正配置について（答申）

平成24年3月

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会

(写)

平成24年3月2日

板橋区教育委員会 様

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会
会 長 渡 部 邦 雄

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置について（答申）

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会は、平成22年1月13日に板橋区教育委員会から「東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の基本的な考え方について」及び「東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の具体的な方策について」の諮問を受け、鋭意審議を行ってきました。

このたび諮問事項について取りまとめましたので別紙のとおり答申します。

目 次

1. はじめに（審議会の基本的な考え方）	1
2. これまでの適正規模・適正配置に対する取り組み	3
(1) 学校の規模	3
(2) 学校の適正規模への具体的な取り組み	3
3. 本答申の視点	4
4. 学校規模から考える望ましい教育環境	5
(1) 小学校	6
(2) 中学校	6
5. 適正配置を検討するうえで考慮すべき事項	7
(1) 地域と学校の連携	7
(2) 通学区域	7
(3) 保幼小中連携教育の推進	8
(4) 特別支援教育	8
(5) 学校の大規模化	8
(6) 大規模集合住宅の影響	8
(7) 学校改築	8
6. 適正化に向けた進め方	9
(1) 教育上望ましい規模を下回る場合	9
(2) 教育上望ましい規模を上回る場合	11
7. おわりに	13

資 料

1. はじめに

〔審議会の基本的な考え方〕

- 学校の教育環境は様々な条件により総合的に整えられるものであり、学校の規模及び配置の適正化を図ることは、子どもの成長にとって望ましい教育環境を構成する大事な要件である
- 各学校は規模に応じた教育の充実に取り組んでおり、審議会の導き出した望ましい規模を下回ること、あるいは上回ることが直ちに望ましくない教育環境にあるとは断定できない
- 適正化にあたっては学校、保護者、地域関係者による協議体において十分な合意形成を図るとともに教育委員会による適切な情報提供や広報活動等が必要である

本審議会は、平成 22 年 1 月 13 日に板橋区教育委員会より板橋区立学校の適正規模及び適正配置における基本的な考え方及び具体的方策について諮問を受け、審議を重ねてきた。

学校の適正規模及び適正配置に関して、これまで区では、平成 13 年 3 月の「東京都板橋区立学校の適正規模及び適正配置について（答申）」（以下「平成 13 年答申」という。）に基づき、通学区域の変更と学校統廃合の実施〔後掲〕によって学校の規模及び配置の適正化に取り組んできた。

平成 13 年答申からほぼ 10 年が経過し、子どもを取り巻く教育環境は大きく変化している。教育基本法をはじめとする関係法令の改正や学習指導要領の改訂は、子どもに「生きる力」を育成するための教育内容の改善と教育条件の整備を求めている。一方、教員においては団塊世代の大量退職に伴う急激な世代交代が進んでおり、指導力の維持・向上を図るための教員の育成が課題となっている。また、防災上の役割を含めた学校と地域の新たな関係の構築も期待されている。

これらの課題に対応するために、区では保幼小中連携、学校選択制、特別支援学級増設等の施策や「いたばしの教育ビジョン」を具体化した「あいキッズ」や学校支援地域本部等の事業を推進しているが、今後とも家庭・学校・地域が一体となって子どもの成長を支える環境づくりを進めることが重要である。

こうした観点から、本審議会は、学校の規模や配置の適正化を図ることも望ましい教育環境を構成する大事な要件であるとして、区が今後とるべき基本的考え方及び具体的方策を答申としてまとめた。過小規模へ進む学校と過大規模へ進む学校の二極化が進行する区の現状において、学校の適正規模及び適正配置のあり方を問い直し、適切な方策

を講じることの必要性はきわめて大きいと言える。

答申では、教育上望ましい学校規模についても明らかにしている。これについては、次のことを確認しておきたい。

現在の区立学校の中には、この望ましい規模から外れる学校が存在するが、学校の教育環境は様々な条件により総合的に整えられるものであり、各学校ではそれぞれの規模に応じた教育の充実に取り組んでいる。したがって、規模を外れることが直ちに望ましくない環境にあるとは断定できないということである。

このことを確認したうえで、規模の適正化を図る具体的方策については、望ましい規模を大きく下回る場合には当該学校に関わる保護者や地域、関係団体等による協議体において学校の方向性を十分に検討し、決定することが望ましいとした。一方、望ましい規模を上回る場合には児童・生徒数の的確な推移予測と施設等の状況把握を前提として、通学区域の調整や施設整備の検討が必要であるとした。

教育委員会においては、児童・生徒や保護者の不安を緩和するための配慮も必要であり、学校規模が及ぼす教育上の利点や課題のほか、教育環境の充実のための取り組みなどを適切に情報提供していくことが不可欠である。

2. これまでの適正規模・適正配置に対する取り組み(平成13年答申)

(1)学校の規模

小規模化が学校教育に及ぼす影響について整理し、学習面や生活面等から、望ましい教育環境を維持するには一定の規模が必要であると結論付けた。

ア. 適正規模 12学級から18学級

イ. 早急な対応を要する規模 6学級以下で児童・生徒150人以下

※早急な対応を要する規模の学校は早期に統廃合を含めた対応について検討を要するとした。

(2)学校の適正規模への具体的な取り組み

答申に基づき、早急な対応を要する規模の学校の適正規模化を実施した。

ア. 小学校 57校から53校に統廃合

イ. 中学校 24校から23校に統廃合

ウ. 通学区域変更 小学校1校

3. 本答申の視点

〔諮問事項に対する視点〕

学習指導要領が重視する「生きる力」を育成するための教育環境の整備

改正教育基本法や学校教育法の一部改正によって明確に示された教育の基本理念は、学習指導要領が重視する「生きる力」の育成にほかならない。「生きる力」については、その内容や必要性を教育関係者や保護者、社会の間で共有し、協同して育成に当たることが課題となっている。

本審議会は、こうした時代の要請を踏まえ、諮問事項に対する本答申の視点を「生きる力」を育成するための教育環境の整備とし、その視点から学校の規模や配置のあり方を検討することとした。

学習指導要領の基本理念「生きる力」

「生きる力」すなわち、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。

【知（確かな学力）】

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力

【徳（豊かな人間性）】

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性

【体（健康・体力）】

たくましく生きるための健康や体力

（文部科学省 新学習指導要領保護者用リーフレットから抜粋）

4. 学校規模から考える望ましい教育環境

〔教育上望ましい規模〕

○小学校 12学級から18学級（1学級あたり20人から30人）

○中学校 12学級から15学級（1学級あたり30人から35人）

望ましい規模の学校においては、子どもたちが多様な人間関係の中で社会性や個性を伸ばし豊かな人間性の基礎を培い、学力や体力を一層向上させるだけでなく、学校運営、教員の資質向上等の面でも様々な良さが発揮される

学校の教育環境は人的・物的両面にわたる様々な条件により総合的に整えられるものである。とりわけ学校や学級の規模は、子どもにとって生活面、学習面だけでなく心理面にも大きな影響を及ぼす教育環境である。

そこで本審議会は、小規模校や大規模校が抱える問題点を整理しながら、教育上望ましい学校規模について考察することにした。

学校の適正な規模については、学校や地域の実情、子どもや保護者のニーズ等による多様な考え方があるが、「生きる力」を育成する教育環境や教育条件の整備を進める観点から、区として教育上望ましい規模を設定しておくことは必要なことであると考えられる。

そのため、学級規模については、例えば、いじめなど生活指導面での課題の複雑化、多様化により児童生徒に対する個別の対応の重要性が増したこと、教育活動を支える基盤である学級経営を確立する必要があること、学習指導要領で示す学習活動、言語活動、体験活動の充実を図ることなどに考慮した。

また、教育上望ましい規模の学校では、教職員の配置やクラス替えによる多くの教職員や仲間とのふれあいを通して、学習活動が展開されるなどの利点が考えられる。

以上のような観点を踏まえるとともに、審議会委員の経験知等を結集し、以下の規模を導き出した。

教育上望ましい規模

	学級数	児童・生徒数（1学級あたり）
小学校	12学級から18学級	20人から30人
中学校	12学級から15学級	30人から35人

望ましい規模の学校においては、人間関係、教育活動、学校運営、教員の資質向上等に関して、次のような特性やよさを発揮することが考えられる。

(1) 小学校

児童は、多様な人間関係の中で互いに切磋琢磨して、学力や体力の向上に意欲的に取り組むようになる。また、学年進行に伴う学級編制替えを経験することは、多くの友人との信頼関係を築く喜びや自己有用感（※注 1）を体得させ、社会性や豊かな人間性の基礎を培うことになる。

学校運営においては、学年に複数の教員が配置される利点を生かし、多面的な児童理解や協力的な指導が行いやすくなる。また、校務分掌に若手教員とベテラン教員をバランスよく配置することができ、相互にかかわり合うことによって教員としての資質や実践的な指導力の向上に組織として取り組めるようになる。さらに、校務を分担し合うことで効率的な学校運営が図られ、子どもと向き合う時間や授業のための準備の時間も確保しやすくなる。

(2) 中学校

生徒は、心身の成長発達に伴い、多様な集団の中における自己の位置づけの確認や行動規範の体得によって社会性や個性を伸長するとともに、学力の一層の向上を図ることができるようになる。また、教科指導にとどまらず、特別活動や部活動等の充実によって様々な活動を経験し、知・徳・体の調和のとれた発達を促すことができる。

学校運営においては、全教科に正規教員が配置される利点から、質の高い授業が展開されるとともに生徒の学習や生活をきめ細かく見ることができ。さらに、生活指導や部活動等に多くの教員があたる体制をとることが可能になる。また、教科担任が複数いる学校においては、指導内容や指導方法を日常的に交流することが可能になり、学校や生徒の実態に即した教育活動が展開されるとともに、研修し合う教員どうしの授業力の向上に取り組むことができる。

（※注 1）「自己有用感」

他者の存在を前提として自分の存在価値を感じる。自分がこの集団の中で役に立っている、この集団に必要な人間であるという実感。

5. 適正配置を検討するうえで考慮すべき事項

○学校や地域が抱える固有の事情や課題に十分留意して検討を進めることが重要

〔考慮すべき事項〕

- (1)地域と学校の連携 (2)通学区域 (3)保幼小中連携教育の推進 (4)特別支援教育
(5)学校の大規模化 (6)大規模集合住宅の影響 (7)学校改築

学校の適正配置の問題は、学校や地域が抱える固有の事情や課題に十分留意して検討を進めることが重要である。

審議会では、様々な観点からパターン異なる特徴的な学校や地域を抽出し、適正配置を検討するうえで考慮すべき事項を明らかにした。適正化の検討に際しては、以下に示した7つの視点を参考に、学校や地域の実情に即した有効な方策を導き出していくことが望ましい。

(1) 地域と学校の連携

地域の方々による学校支援活動は広がり続けている。これまでの青少年健全育成地区委員会活動やいきいき寺子屋プラン事業に代表される様々な活動を通じた地域と学校の連携が行われており、さらには「あいキッズ」や学校支援地域本部も着実に推進している。「いたばしの教育ビジョン」では「いきいき子ども！あたたか家族！はつらつ先生！地域が支える板橋の教育」というキャッチフレーズを掲げ、家庭、学校、地域、教育委員会が連携・協同することをめざす方向としている。

適正配置を検討するうえでは、地域と学校の連携が進むような視点が必要である。

(2) 通学区域

地域との関係においては、通学区域が町会・自治会区域と一致していない部分がある。これは、町会・自治会区域が歴史的経過から形成されたこと、通学区域は急増する児童・生徒数に対応するために学校を増設してきた際に学校規模に合わせて設定してきた経緯に起因している。通学区域変更は主に適正規模の確保の手段として用いられてきたが、適正配置の観点から変更を検討することも必要である。検討する際には、通学距離、安全性、学校規模を考慮するとともに、地域の教育力を生かす観点から町会・自治会の区域との整合に配慮する必要がある。

(3) 保幼小中連携教育の推進

いわゆる小1プロブレムや中1ギャップ等の教育課題を解決するために、保幼小中連携教育を推進している。具体的には、平成22年度から中学校23のブロックに分かれて取り組んでいる。適正配置を検討するうえで、小学校と中学校の通学区域の不一致の現状等を踏まえ、保幼小中連携教育の推進への配慮が必要である。

(4) 特別支援教育

学習上又は生活上に支援を必要とする児童・生徒の数が増えていることから、設置学級数も増加している。今後も支援を必要とする児童・生徒数が増加することが予測されており、適正配置を検討するうえでは、特別支援教育についての配慮が必要である。

(5) 学校の大規模化

通学区域が比較的広範な学校や大規模集合住宅の建設により通学区域の人口増加が進んでいる学校の中には、今後も顕著な児童・生徒数の増加傾向が予測され、学校規模の大規模化が推測される場合がある。少人数学級が推進された場合の教室数不足も懸念されており、適正配置を検討するうえでは、大規模化の傾向と施設状況を十分に把握しておく必要がある。

(6) 大規模集合住宅の影響

大規模集合住宅のもたらす影響は、学校施設の不足が懸念される学校に止まらず、小規模校に対しても及ぶ。建設により児童・生徒人口は急激に増加するものの、その後減少に転じその影響は一時的になりやすい。期間を経て児童・生徒人口の少ない地域となることもある。土地の開発・利用に関する予測は難しいと思われるが、適正配置を検討するうえでは、可能な限り情報の把握に努め、その影響を踏まえた対応が必要である。

(7) 学校改築

学校施設の老朽化に伴う改築需要については、財政負担も含めて全国的な課題となっている。適正配置を検討する際には、改築や大規模改修と併せて中長期的な視点、とるべき手法や着手の順序等の広い視野からの検討が必要である。

6. 適正化に向けた進め方

- 保護者や地域での検討を重視すべきである
- 教育委員会は関係者への広報活動や情報提供を通して意識の啓発を行うことが必要
- 学校、保護者、地域関係者は学校の規模と配置に関する問題意識を共有し、合意形成を図りながら課題を解消する方策の検討を進めることが重要

区の現状として、前述した教育上望ましい規模に該当していない学校が存在している。(平成23年度は小学校53校中23校、中学校23校中13校がこれにあたる。)しかしながら、各学校ではそれぞれの規模に応じた教育の充実に取り組んでおり、望ましい規模を下回ること、あるいは上回ることが直ちに望ましくない教育環境に結びつくものではない。適正規模及び適正配置に向けた進め方については、保護者や地域での検討を重視すべきである。教育委員会においては、より良好な教育環境を構築する観点で議論が進むよう、対象となる関係者への広報活動や情報提供を通して意識の啓発を行うことが必要である。

また、教育上望ましい規模を外れているか否かに関わらず、全校に設置されている学校運営連絡協議会等を活用して学校の規模に関しての問題意識を学校、保護者、地域関係者が共有することが望まれる。

(1) 教育上望ましい規模を下回る場合

平成13年答申では、「早急な対応を要する規模の学校」を6学級以下で児童・生徒数150人以下の学校としている。そのことにより、学校規模が下限に近づくと、学校統廃合に関する風評等が保護者の不安を招き、隣接校への入学を選択する率が高くなる傾向にあることも事実である。

本審議会では、小規模校に該当することが、直ちに学校の規模や配置の適正化を実施するものではないと考えるが、望ましい規模を大きく下回る場合には、教育委員会、学校、保護者、地域関係者それぞれが良好な教育環境の確保に向けて早急に動き出す必要がある。教育委員会は、対象となる学校・地域の今後の児童・生徒数の推移等の状況を把握した上で、当該学校の保護者や地域等へ情報を的確に提供し、現状や将来予測の共通認識を持つことから着手すべきである。共通認識のもと、具体的に規模や教育課題を解消する方策について、学校及び保護者、地域関係者が主体となる検討の場を設け合意形成を図りながら進めていくことが必要である。一定の手順については教育委員会が事前に定めるべきであるが、参考として本審議会の考える手順のイメージを【小規模校に対する進め方(例)】(11ページ)に示した。

また、検討にあたり教育委員会は教育環境を守るため、通学区域変更も含めたあらゆる方法を検討すべきである。

なお、特別支援学級が設置されている学校においては、通常学級人数の減少が続く一方で特別支援学級に在籍、通級する人数が増加している現状もある。検討の際には特別支援学級への配慮とともに、小集団での教育や学校生活へのニーズなど個別の事情があることも踏まえる必要がある。

【特徴的なパターンに対する適正配置に関する考え方】

審議会における事例検討の中から導き出した2つの特徴的なパターンについての適正配置の考え方は以下の通りである。

① 学校が密集し小規模化が進んでいる学校を含む地域

学校が密集していることや、1校毎の住民基本台帳上の人口が多くないことから、通学区域変更による規模の回復は難しいと考えられる地域である。この地域において通学区域変更を実施する場合には、状況を慎重に見極める必要がある。

隣接する学校との統合の場合には、2つの学校を統合するのみではなく過小規模校を含む一定区域の中で数校を再編することも考えられる。複数校での検討の場合には、多くの保護者や地域に影響を及ぼすため、学校間の調整も含め教育委員会の的確な関与が欠かせない。

② 望ましい規模を下回り早急な対応を要する学校

望ましい規模を大きく下回る学校では、隣接校への入学を選択する率が高い現状がある。

学級として機能しない規模となった場合には、複式学級（※注2）を避けるためにも、定める手順に従った対応を早急に行うべきである。早急な対応については、複式学級出現までの猶予時間は短いことが想定されることから、教育委員会の適切な関与が求められる。答申の示す保護者や地域での十分な検討が必要であるが、検討期間が長期化することは好ましくなく、適切な期限を定めることが望ましい。

小規模化の急激な進行により複式学級が避けられなかった場合には、教育委員会は教育環境の維持のため最大限努力が求められるとともに、複式学級の早急な解消のため適切に対応することが必要である。

（※注2）「複式学級」

小学校の連続する2つの学年の児童で編制される学級のこと。1つの学年（第1学年及び第6学年を除く）の児童数が6人以上の場合と、第1学年及び第6学年は、その学年を1つの学級として編制するため、これを下回った場合に複式学級となる。

【小規模校に対する進め方(例)】

1. 良好な教育環境のための課題共有
 - ・学校、保護者、地域関係者が意見交換できる場を設ける。
 - ・教育委員会は、きめ細かく情報提供及び情報収集に努める。
2. 良好な教育環境のための計画策定
 - (1) 教育委員会は、学校適正配置を検討する学校や地域を公表する。
 - (2) 学校適正配置を検討する通学区域または地域に地域代表の協議会を設置する。
教育委員会は協議会設置について調整し、関係者との連携のもと協議会を運営する。
協議会は、学校や保護者、地域住民等の関係者で構成される。
 - (3) 協議会は、教育委員会から適切な情報提供を受け、必要に応じて学校関係者や地域関係者などの意見を広く聞き協議する。
 - (4) 教育委員会は良好な教育環境のための「学校適正配置計画」策定に向け合意形成を得る。

◇学校適正配置計画策定の合意形成◇

- ①地域(児童・生徒の保護者、地域関係者)の合意形成を図る。
- ②合意形成は、十分な討議がなされることであり、協議会が中心となっていく。
→合意形成が成された後は、教育委員会は「学校適正配置計画」を策定し、学校・地域と連携して学校適正配置計画を推進する。

(2) 教育上望ましい規模を上回る場合

大規模校では、多くの児童・生徒によって学校行事や部活動などの様々な教育活動が活発になる一方で、学校運営や教育面の問題、普通教室の不足など施設面での懸念がある。区内の土地利用状況による用地確保の困難さや、板橋区の財政状況等の事情もあるが、抜本的に過大規模校を解消するためには、用地取得による増築や新校設置について教育委員会は努力すべきである。

大規模校への対応として、児童・生徒数の的確な推移予測と学校の施設状況の把握が前提となる。まずは、通学区域の変更や施設状況を勘案した児童・生徒受入可能数の設定により解消を図り、次に教室増のための施設面の対応を検討する。その際、大規模改修や改築の手法や優先的に着手できるかの検討も必要となってくる。

【特徴的なパターンに対する考え方】

事例検討の中から導き出された特徴的なパターンに対する考え方は以下の通りである。

◇隣接校との距離が離れ大規模化が進んでいる地域

通学区域の変更は通学距離が遠距離になることが考えられる。

児童・生徒数の的確な推移予測を行い、一時的な増加の場合には増築等による教室数確保といった施設整備による対応を検討する。抜本的な大規模化解消としては、用地確保の困難さや、先行き不透明な財政状況等の事情はあるが、新校設置についても考える必要がある。また、地域全体を考えるとともに、特定の学校で教室不足が懸念され増築等の対応を急ぎ取り組む必要がないかの状況把握を教育委員会は怠ることがないようにすべきである。

【大規模校に対する進め方(例)】

1. 良好な教育環境のための課題共有
 - ・教育委員会は、きめ細かく情報提供及び情報収集に努める。
 - ・学校、保護者、地域関係者の意見収集を十分に行い、必要に応じ意見交換できる場を設ける。
2. 良好な教育環境のための方針策定
 - ① 隣接校との通学区域の調整により学校規模の適正化を図る。
 - ② ①の取り組みでも適正化が難しい場合及び通学区域の調整が困難な場合は、仮設校舎の建設や校舎改修について検討する。
 - ③ ①・②により対処すると共に、さらに長期間にわたり大規模化が予測される場合は、増築を検討する。
 - ④ ①～③により対処すると共に、さらに過大規模化が長期にわたると予測される場合は新校設置の検討を行う。

※施設の改修や増築等については、綿密な児童・生徒の将来予測把握と長期的な改修・改築計画に基づき、着実に進める必要がある。

7. おわりに

本審議会は、板橋区立学校の適正規模及び適正配置の検討にあたり区立学校の現状と問題点を整理し、事例研究による考察も加えながら議論を進め、適正規模及び適正配置の基本的な考え方、具体的な方策について一定の方向を見出すことができた。本答申はそれらを提言としてまとめたものである。

教育委員会においては本答申を真摯に受け止め、子どもたちの「生きる力」を育成する教育環境の整備・充実等について最大限努力すべきである。

また、各学校、保護者、地域関係者は互いに胸襟を開き、未来を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を実現するにはどうすればよいかという視点に立ち、十分に検討をしてほしい。

本答申がその指針となることを切に願ってやまない。

資料

資料 1	諮問文	1
資料 2	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例	2
資料 3	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則	3
資料 4	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会委員名簿	4
資料 5	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会審議経過・ 小委員会審議経過	5
資料 6	昭和 55 年度以降の区内人口と児童・生徒数の推移	7
資料 7	板橋区の人口・児童数・生徒数の予測	8
資料 8	小学校・中学校在籍児童・生徒数（平成 23 年 5 月 1 日現在）	10
資料 9	公立小学校・中学校の学級数、児童・生徒数の 23 区比較	12
資料 10	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会答申 （中間のまとめ）に対するパブリックコメント実施結果	14

21 板教庶第 1125 号
平成 22 年 1 月 13 日

東京都板橋区立学校適正規模
及び適正配置審議会 様

東京都板橋区教育委員会

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置について（諮問）

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり諮問します。

記

- 1 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の基本的考え方について
- 2 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の具体的方策について

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例

平成11年12月 1日
東京都板橋区条例第52号

(設置)

第1条 東京都板橋区立の小学校及び中学校等（以下「区立学校」という。）の児童及び生徒等の数の減少に伴う教育環境の整備及び学校教育の充実を目的として、区立学校の適正規模及び適正配置等に関連する事項を審議するため、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の付属機関として、東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 区立学校の適正規模に関すること。
- (2) 区立学校の適正配置に関すること。
- (3) 前2号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、審議の経過を踏まえ、必要があると認めるときは、答申前においても、前項の審議事項について、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員21人以内をもって組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 区民
- (4) 区職員
- (5) 区立学校の教職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1項に規定する答申をしたときに満了する。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 審議会は、議事を効率的に行うための組織として小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員は、審議会に諮り、会長が指名する。

(意見の聴取)

第8条 審議会及び小委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則

平成11年12月1日
東京都板橋区教育委員会規則第8号
改正 平成21年12月25日
東京都板橋区教育委員会規則第21号

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則を左記のとおり制定する。

記

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例（平成11年板橋区条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の数)

第2条 条例第3条各号に掲げる区分ごとの委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 区議会議員 6人以内
- (2) 学識経験者 4人以内
- (3) 区民 7人以内
- (4) 区職員 2人以内
- (5) 区立学校の教職員 2人以内

(小委員会の組織及び運営)

第3条 条例第7条の規定に基づき東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会（以下「審議会」という。）に小委員会を設けるときは、小委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、小委員会に属する委員の互選により定める。
- 3 委員長は、小委員会を招集する。
- 4 委員長は、小委員会における検討の結果を審議会の会長に報告する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、教育委員会庶務課において処理する。

一部改正〔平成21年教委規則21号〕

(補則)

第5条 審議会の議事の運営に関し必要な事項は、審議会に諮り、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年12月25日教育委員会規則第21号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会委員名簿

	氏 名	役 職	備 考
学 識 経 験 者	◎渡部 邦雄	東京農業大学客員教授	
	○坂東 文昭	(財)学校教育研究所研究部長	
	角田 元良	聖徳大学人文学部教授	
	□大原 雅榮	板橋区人権擁護委員	
区 議 会 議 員	なんば 英一	文教児童委員会委員長	23.7.4～
	河野 ゆうき	区議会会派代表	23.7.4～
	小林 公彦	区議会会派代表	
	竹内 愛	区議会会派代表	
	田中 やすのり	区議会会派代表	23.7.4～
	おなだか 勝	区議会会派代表・文教児童委員会委員長	22.1.13～23.7.3
	天野 久	区議会会派代表	22.1.13～23.7.3
	高沢 一基	区議会会派代表	22.7.23～23.4.30
	大田 ひろし	文教児童委員会委員長	22.1.13～22.7.22
区 民 委 員	平塚 幸雄	板橋区町会連合会代表	
	細井 昭夫	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会代表	
	◇岡本 進	板橋区青少年委員会代表	
	安野 弘司	青年会議所板橋委員会代表	
	□宮浦 晃一	小学校 PTA 連合会代表	
	□猪田 佳一	中学校 PTA 連合会代表	23.7.4～
	□植田 康嗣	中学校 PTA 連合会代表	22.1.13～23.7.3
区 職 員	安井 賢光	板橋区副区長	
	□北川 容子	板橋区教育委員会教育長	
教 区 立 学 校 員	□小澤 高嗣	板橋区立赤塚小学校長	23.7.4～
	□田中 秋夫	板橋区立成増ヶ丘小学校長	22.1.13～23.7.3
	□小川 達夫	板橋区立板橋第五中学校長	

◎会長、○副会長・小委員会委員長、◇小委員会副委員長、□小委員会委員

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会 審議経過

回数	開催月日	審議内容
第1回	平成22年 1月13日(水)	委員委嘱、会長・副会長選出、諮問、趣意説明、小委員会委員選出、スケジュール等について、平成13年審議会答申について、板橋区立学校の概要について
第2回	2月23日(火)	第1回審議会会議録について、第1回審議会小委員会の報告について、平成13年審議会答申の検証について
第3回	3月30日(火)	第2回審議会会議録について、第2回審議会小委員会の報告について、学校・学級規模について
第4回	5月11日(火)	第3回審議会会議録について、第3回審議会小委員会の報告について、学校・学級規模及び適正配置について
第5回	7月23日(金)	第4回審議会会議録について、第4回審議会小委員会の報告について、学校・学級規模及び適正配置について
第6回	9月10日(金)	第5回審議会会議録について、第5回審議会小委員会の報告について、学校・学級規模及び適正配置について
第7回	11月11日(木)	第6回審議会会議録について、第6回審議会小委員会の報告について、学校・学級規模及び適正配置について
第8回	平成23年 1月27日(木)	第7回審議会会議録について、第7回審議会小委員会の報告について、学校・学級規模及び適正配置について
第9回	7月4日(月)	第8回審議会会議録について、第8・9・10回審議会小委員会の報告について、学校・学級規模及び適正配置について
第10回	9月5日(月)	第9回審議会会議録について、第11回審議会小委員会の報告について、学校・学級規模及び適正配置について
第11回	11月4日(金)	第10回審議会会議録について、第12回審議会小委員会の報告について、適正規模及び適正配置について
第12回	12月8日(木)	第11回審議会会議録について、適正規模及び適正配置審議会答申(中間のまとめ)案について
第13回	平成24年 2月23日(木)	適正規模及び適正配置審議会答申(中間のまとめ)のパブリックコメント実施結果について、適正規模及び適正配置審議会答申案について

小委員会 審議経過

回数	開催月日	審議内容
第1回	平成22年 1月28日(木)	委員長・副委員長の選出、小委員会の進め方について 第2回審議会に向けての資料等の検討
第2回	3月12日(金)	第3回審議会に向けての資料等の検討
第3回	4月19日(月)	第4回審議会に向けての資料等の検討
第4回	6月11日(金)	第5回審議会に向けての資料等の検討
第5回	8月20日(金)	第6回審議会に向けての資料等の検討
第6回	10月7日(木)	第7回審議会に向けての資料等の検討
第7回	12月27日(月)	第8回審議会に向けての資料等の検討
第8回	平成23年 3月28日(月)	今後の審議会に向けての意見交換
第9回	5月20日(金)	今後の審議会に向けての意見交換
第10回	6月14日(火)	今後の審議会に向けての意見交換、第9回審議会に 向けての資料等の検討
第11回	8月2日(火)	答申に盛り込むべき事項の確認、第10回審議会に 向けての資料等の検討
第12回	10月3日(月)	答申に盛り込むべき事項の確認、第11回審議会に 向けての資料等の検討
第13回	11月16日(水)	適正規模及び適正配置審議会答申(中間のまとめ)案に ついて
第14回	平成24年 2月9日(木)	適正規模及び適正配置審議会答申(中間のまとめ)パブ リックコメント実施結果について、適正規模及び適正配 置審議会答申案について

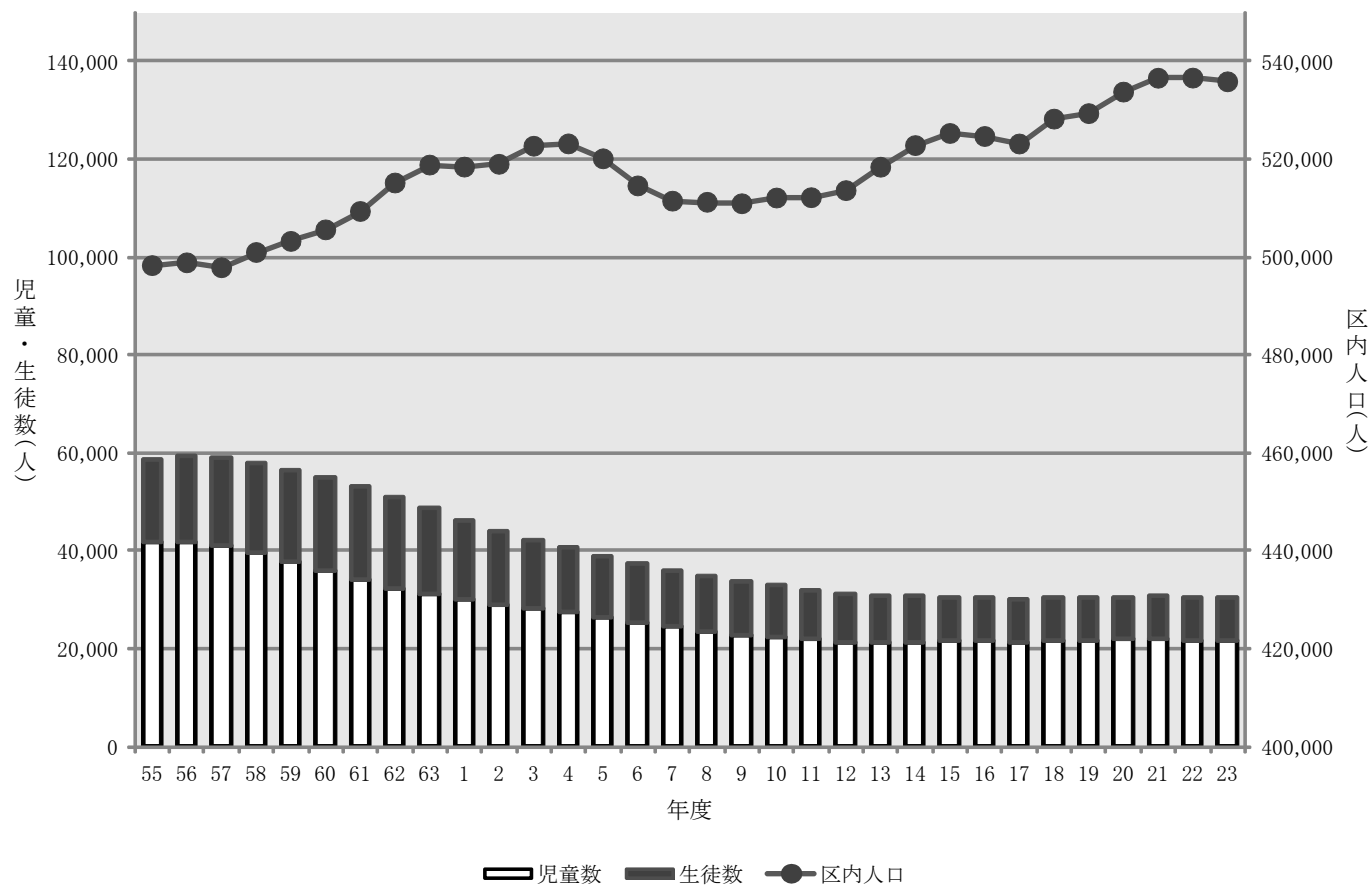
昭和55年度以降の児童・生徒数等の推移

資料 6

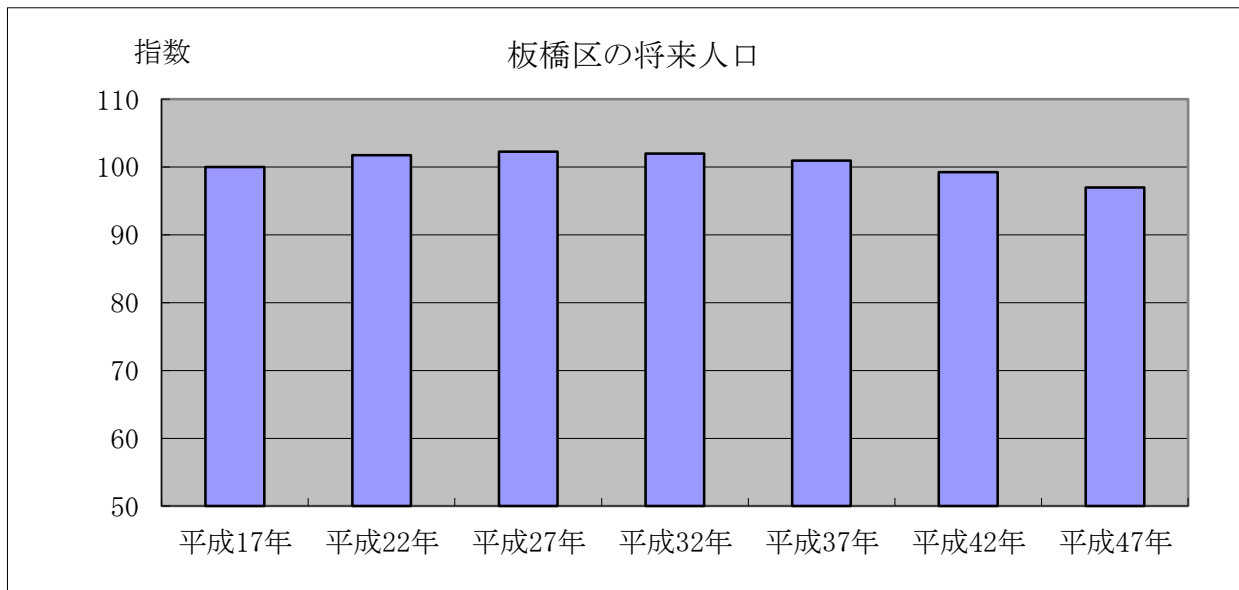
年度	児童数	生徒数	合計	人口比	区内人口
55	41,993	16,997	58,990	11.8%	498,266
56	42,008	17,420	59,428	11.9%	498,829
57	41,182	18,146	59,328	11.9%	497,825
58	39,747	18,437	58,184	11.6%	500,933
59	38,047	18,660	56,707	11.3%	503,196
60	36,172	19,005	55,177	10.9%	505,556
61	34,310	18,973	53,283	10.5%	509,314
62	32,569	18,548	51,117	9.9%	515,119
63	31,338	17,508	48,846	9.4%	518,781
1	30,271	15,971	46,242	8.9%	518,378
2	29,278	14,772	44,050	8.5%	518,943
3	28,335	13,955	42,290	8.1%	522,645
4	27,556	13,303	40,859	7.8%	523,103
5	26,586	12,523	39,109	7.5%	520,059
6	25,626	11,866	37,492	7.3%	514,524
7	24,780	11,411	36,191	7.1%	511,415
8	23,742	11,157	34,899	6.8%	511,195
9	23,054	10,841	33,895	6.6%	510,889
10	22,540	10,583	33,123	6.5%	512,060
11	22,085	10,140	32,225	6.3%	512,133
12	21,601	9,880	31,481	6.1%	513,575
13	21,478	9,553	31,031	6.0%	518,343
14	21,514	9,373	30,887	5.9%	522,778
15	21,755	9,053	30,808	5.9%	525,238
16	21,667	8,920	30,587	5.8%	524,628
17	21,625	8,775	30,400	5.8%	523,083
18	21,914	8,743	30,657	5.8%	528,164
19	21,977	8,635	30,612	5.8%	529,286
20	22,060	8,614	30,674	5.7%	533,689
21	22,113	8,766	30,879	5.8%	536,517
22	21,998	8,713	30,711	5.7%	536,546
23	21,852	8,802	30,654	5.7%	535,802

児童・生徒数は各年5月1日現在の数値で、特別支援学級(固定)の人数を含まない
 区内人口は各年10月1日現在の数値
 人口比は小数点以下第二位を四捨五入

昭和55年度以降の区内人口と児童・生徒数の推移

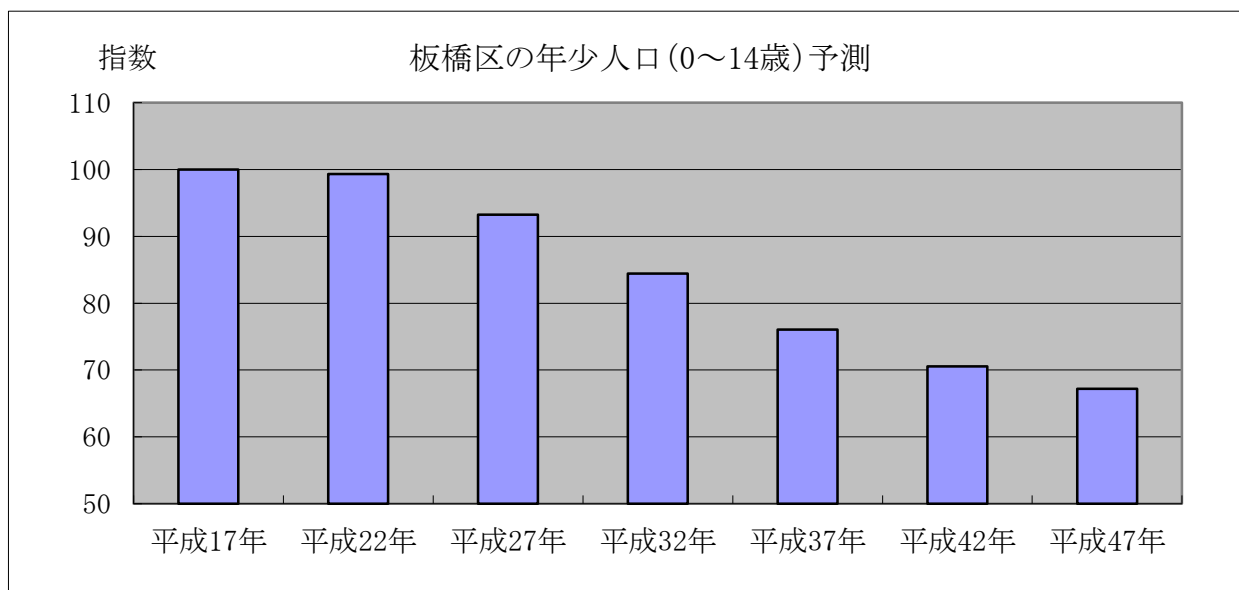


児童数は昭和56年度、生徒数は昭和60年度をピークに減少し、児童数は平成13年度、生徒数は平成20年度に最少となり、その後ほぼ横ばいである。



	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年
板橋区人口	523,083	532,209	534,797	533,333	527,951	519,032	507,233
指 数	100	101.7	102.2	102.0	100.9	99.2	97.0

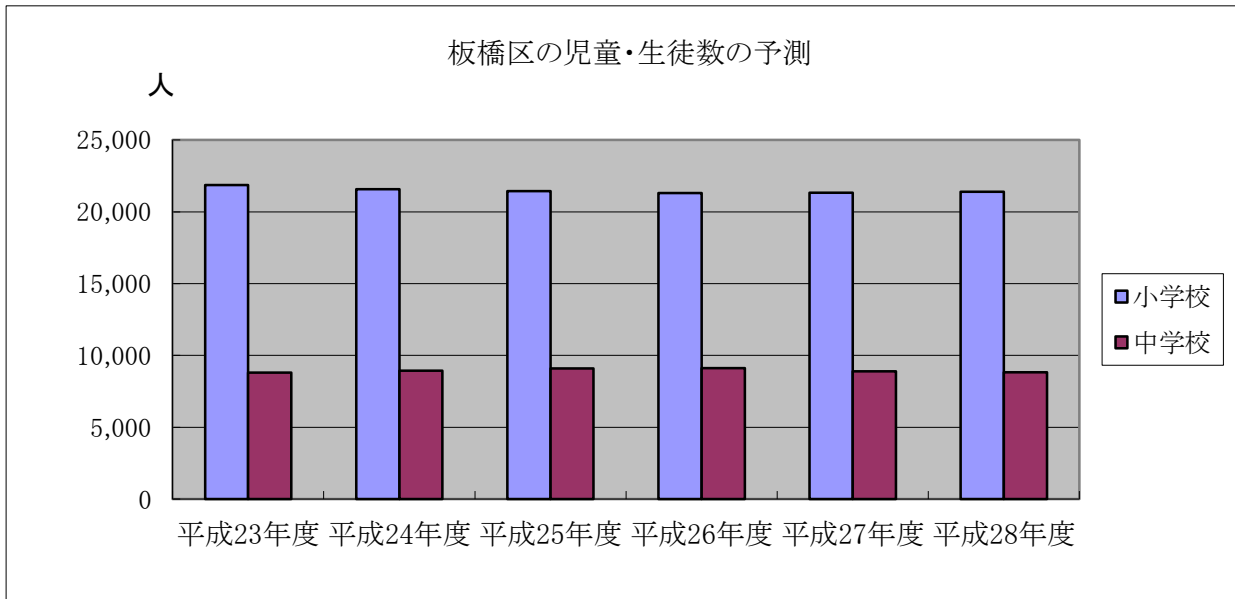
国立社会保障・人口問題研究所
平成 20 年 12 月 1 日現在



	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年
0~14 歳人口	58,058	57,655	54,132	49,028	44,154	40,953	39,020
指 数	100	99.3	93.2	84.4	76.1	70.5	67.2

指数=各年の 0~14 歳人口/平成17年 0~14 歳人口×100

国立社会保障・人口問題研究所
平成 20 年 12 月 1 日現在



	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校	21, 852	21, 579	21, 437	21, 308	21, 337	21, 386
中学校	8, 802	8, 937	9, 106	9, 109	8, 899	8, 825

特別支援学級を除く

平成 23 年度東京都教育人口等統計報告書

平成23年5月1日現在 中学校在籍生徒数

No.	学校名	第1学年		第2学年		第3学年		合計		特別支援学級(固定) 別 掲					総合計		日本語学級(通級) (学級数のみ別掲)				
										1年	2年	3年	計				1年	2年	3年	計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	学級数	生徒数
1	板一中	5	175	4	160	4	146	13	481	7	10	6	3	23	16	504					
2	板二中	3	111	2	67	3	97	8	275						8	275	4	9	11	2	24
3	板三中	2	56	2	44	2	47	6	147						6	147					
4	板五中	1	26	1	28	1	35	3	89						3	89					
5	加賀中	4	137	4	152	4	126	12	415						12	415					
6	志一中	6	219	5	174	5	189	16	582						16	582					
7	志二中	3	115	4	135	3	117	10	367						10	367	4	5	3	1	12
8	志三中	5	171	5	169	5	175	15	515						15	515					
9	志四中	5	179	5	183	5	165	15	527	12	9	11	4	32	19	559					
10	志五中	3	84	3	88	3	92	9	264						9	264					
11	西台中	4	141	4	127	5	170	13	438						13	438					
12	中台中	2	64	3	82	3	107	8	253						8	253					
13	上一中	3	113	3	95	3	91	9	299	7	10	10	4	27	13	326					
14	上二中	3	83	3	87	2	65	8	235						8	235					
15	上三中	4	134	4	136	4	137	12	407	9	12	9	4	30	16	437					
16	桜川中	4	148	4	129	4	144	12	421						12	421					
17	向原中	1	32	1	25	2	74	4	131						4	131					
18	赤一中	5	180	5	199	6	214	16	593	3	4	6	2	13	18	606					
19	赤二中	4	143	4	144	4	157	12	444						12	444					
20	赤三中	7	263	6	233	6	216	19	712						19	712					
21	高一中	4	122	3	112	3	108	10	342						10	342					
22	高二中	4	120	4	126	4	128	12	374						12	374					
23	高三中	5	179	5	166	4	146	14	491	8	6	8	3	22	17	513					
	合計	87	2,995	84	2,861	85	2,946	256	8,802	46	51	50	20	147	276	8,949	8	14	14	3	36

特別支援学級(情緒)

3	板三中	-	-	-	-	-	-	-	-	9	11	6	3	26
22	高二中	-	-	-	-	-	-	-	-	5	12	5	3	22

※日本語学級と特別支援学級(情緒)の学級数は別掲、生徒数は再掲である。

公立小学校の学級数・児童数の23区比較

資料 9

小学校	学校数	総 数		内 訳				比 率			
				通常学級		特別支援学級		通常学級			特別支援学級
		学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	1校当たりの 学級数	1校当たりの 児童数	1学級当たり の児童数	1学級当たり の児童数
1 板橋区	53	743	22,077	709	21,852	34	225	14.0	412.3	30.8	6.6
2 千代田区	8	97	2,546	95	2,534	2	12	12.1	316.8	26.7	6.0
3 中央区	16	172	4,644	164	4,596	8	48	10.8	287.3	28.0	6.0
4 港区	19	231	6,538	224	6,496	7	42	12.2	341.9	29.0	6.0
5 新宿区	29	287	7,932	277	7,870	10	62	9.9	271.4	28.4	6.2
6 文京区	20	241	6,835	225	6,743	16	92	12.1	337.2	30.0	5.8
7 台東区	19	220	6,414	213	6,368	7	46	11.6	335.2	29.9	6.6
8 墨田区	25	323	9,462	306	9,346	17	116	12.9	373.8	30.5	6.8
9 江東区	44	661	20,259	637	20,107	24	152	15.0	457.0	31.6	6.3
10 品川区	38	452	13,112	436	13,009	16	103	11.9	342.3	29.8	6.4
11 目黒区	22	284	8,323	274	8,264	10	59	12.9	375.6	30.2	5.9
12 大田区	59	920	28,391	887	28,165	33	226	15.6	477.4	31.8	6.8
13 世田谷区	64	1,022	31,631	987	31,408	35	223	16.0	490.8	31.8	6.4
14 渋谷区	20	195	5,254	186	5,204	9	50	9.8	260.2	28.0	5.6
15 中野区	25	311	8,729	299	8,649	12	80	12.4	346.0	28.9	6.7
16 杉並区	43	619	18,157	594	18,004	25	153	14.4	418.7	30.3	6.1
17 豊島区	23	265	7,193	250	7,117	15	76	11.5	309.4	28.5	5.1
18 北区	38	431	11,635	409	11,509	22	126	11.3	302.9	28.1	5.7
19 荒川区	24	281	8,139	269	8,067	12	72	11.7	336.1	30.0	6.0
20 練馬区	65	1,081	33,825	1,038	33,528	43	297	16.6	515.8	32.3	6.9
21 足立区	72	1,063	31,902	1,019	31,615	44	287	14.8	439.1	31.0	6.5
22 葛飾区	49	687	20,578	663	20,429	24	149	14.0	416.9	30.8	6.2
23 江戸川区	73	1,212	37,660	1,172	37,376	40	284	16.6	512.0	31.9	7.1
23区合計	848	11,798	351,236	11,333	348,256	465	2,980	13.9	410.7	30.7	6.4

※ 東京都教育委員会の平成23年度学校基本調査報告
 ※ 特別支援学級は、固定学級を対象としている。

公立中学校の学級数・生徒数の23区比較

中学校	学校数	総 数		内 訳				比 率			
				通常学級		特別支援学級		通常学級			特別支援学級
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	1校当たりの	1校当たりの	1学級当たりの	1学級当たりの
1 板橋区	23	276	8,949	256	8,802	20	147	12.0	382.7	34.4	7.4
2 千代田区	2	20	631	19	630	1	1	10.0	315.0	33.2	1.0
3 中央区	4	40	1,312	38	1,301	2	11	10.0	325.3	34.2	5.5
4 港区	10	63	1,771	58	1,743	5	28	6.3	174.3	30.1	5.6
5 新宿区	10	89	2,803	83	2,759	6	44	8.9	275.9	33.2	7.3
6 文京区	10	73	2,094	67	2,057	6	37	7.3	205.7	30.7	6.2
7 台東区	8	85	2,820	82	2,796	3	24	10.6	349.5	34.1	8.0
8 墨田区	13	133	4,305	125	4,249	8	56	10.2	326.8	34.0	7.0
9 江東区	23	223	7,115	210	7,025	13	90	9.7	305.4	33.5	6.9
10 品川区	15	148	4,671	140	4,617	8	54	9.9	307.8	33.0	6.8
11 目黒区	10	92	2,823	84	2,775	8	48	9.2	277.5	33.0	6.0
12 大田区	28	329	10,863	312	10,747	17	116	11.8	383.8	34.4	6.8
13 世田谷区	30	318	10,160	298	10,034	20	126	10.6	334.5	33.7	6.3
14 渋谷区	8	57	1,738	53	1,709	4	29	7.1	213.6	32.2	7.3
15 中野区	13	114	3,607	106	3,557	8	50	8.8	273.6	33.6	6.3
16 杉並区	23	199	6,234	189	6,162	10	72	8.7	267.9	32.6	7.2
17 豊島区	8	85	2,705	79	2,669	6	36	10.6	333.6	33.8	6.0
18 北区	12	146	4,628	133	4,546	13	82	12.2	378.8	34.2	6.3
19 荒川区	10	100	3,106	94	3,070	6	36	10.0	307.0	32.7	6.0
20 練馬区	35	426	14,325	404	14,169	22	156	12.2	404.8	35.1	7.1
21 足立区	37	428	14,225	405	14,046	23	179	11.6	379.6	34.7	7.8
22 葛飾区	24	280	9,074	264	8,965	16	109	11.7	373.5	34.0	6.8
23 江戸川区	33	461	16,130	438	15,970	23	160	14.0	483.9	36.5	7.0
23区合計	389	4,185	136,089	3,937	134,398	248	1,691	10.8	345.5	34.1	6.8

- ※ 東京都教育委員会の平成23年度学校基本調査報告
- ※ 特別支援学級は、固定学級を対象としている。
- ※ 都立学校の中等部も含まれる。

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会答申 (中間のまとめ) に対するパブリックコメント実施結果

- 1 意見提出期間 平成 24 年 1 月 14 日(土)～平成 24 年 1 月 30 日(月)
- 2 意見提出者 4 人 (内訳：ホームページ 2 人、メール 2 人)
- 3 周知方法 広報いたばし、ホームページ、所管課窓口、区政資料室、区立図書館、
区民事務所、地域センター
- 4 パブリックコメントによる内容等の修正箇所
 - (1) 「6. 適正化に向けた進め方」10 ページ 3 行目、特別支援学級等への配慮の記述を移動
 - (2) 「6. 適正化に向けた進め方」【特徴的なパターンに対する適正配置に関する考え方】
 - ② 「望ましい規模を下回り早急な対応を要する学校」10 ページ 8 行目
複式学級が避けられなかった場合の記述を追加

[パブリックコメントの主な意見と審議会の考え方]

1. 適正化に向けた進め方についての意見

No	意見の概要	審議会の考え方
1	適正規模・適正配置は行政や政治が地域と連携を取りながらすすめるべき。	ご指摘の点が重要であると考えます。
2	「望ましい規模を下回ることが直ちに望ましくない教育環境にあるとは断定できない」としつつ「小規模校に該当することが、直ちに学校の規模や配置の適正化を実施するものではないと考えるが、望ましい規模を大きく下回る場合には～早急に動き出す必要がある」としている。一方で小規模化をある程度容認しているのに、自語相違ではないか。	各学校は、保護者、地域と力を合わせ、それぞれの規模を生かした教育環境の充実に取り組んでいます。このことから、望ましい規模を外れることをもって直ちに「望ましくない教育環境にあると断定はできない」ということを基本的な考え方としました。 しかしながら、学級として機能するのか危惧されるほどに小規模化した場合には、より望ましい教育環境の確保を第一に考え、早急に検討を始めることが必要であると考えます。

No	意見の概要	審議会の考え方
3	<p>「望ましい規模を大きく下回る場合、上回る場合」が明確でない。</p> <p>また、教育委員会の自由な判断では困るので、「早急に動き出す必要がある場合」を明示すべき。</p>	<p>答申では望ましい教育環境の構築を目指していますが、教育環境は様々な要因から総合的に整えられるものであり、学校、保護者、地域が力を合わせ教育環境の充実に取り組んでいる現状から、学級数や児童・生徒数をもって望ましくない教育環境にあると断定するような数値基準は明示していません。教育委員会に対して具体的な検討に入る必要性を総合的に判断し、検討に入る学校・地域を公表し、合意形成を図るために協議会の設置や運営に的確に関与していくことを求めています。</p>
4	<p>平成 13 年答申は「早急な対応を要する規模」が明確だったが、判断する時点、周知方法、結論への手順が課題であった。平成 13 年答申との違いを明確にすべき。</p>	<p>審議会は、進め方の手順について教育委員会が作成すべきと考えますが、教育委員会が作成する適正化に向けた進め方の手順をイメージに示しました。</p> <p>教育委員会は方針を定めて検討に入る学校・地域を公表し、協議会の設置や運営についての的確に関与していくことが必要と考えます。</p>
5	<p>教育委員会の協議会の決定への関与が不明確。</p>	<p>審議会は、進め方の手順について教育委員会が作成すべきと考えますが、教育委員会が作成する適正化に向けた進め方の手順をイメージに示しました。</p> <p>教育委員会は方針を定めて検討に入る学校・地域を公表し、協議会の設置や運営についての的確に関与していくことが必要と考えます。</p>
6	<p>教育委員会が手順を作成すべき。</p>	<p>審議会は、進め方の手順について教育委員会が作成すべきと考えますが、教育委員会が作成する適正化に向けた進め方の手順をイメージに示しました。</p> <p>教育委員会は方針を定めて検討に入る学校・地域を公表し、協議会の設置や運営についての的確に関与していくことが必要と考えます。</p>
7	<p>少子高齢化社会での学校施設の在り方、方針を区や教育委員会が作り上げて区民に説明を尽くすという方向性が絶対に必要。中間のまとめで欠けているのは、区や教育委員会の方針と考える。</p>	<p>少子高齢化社会についての大局的な方針や考え方について教育委員会は丁寧な周知・説明を怠らず、子どもたちの「生きる力」を育成するための教育環境を整えるという観点で適正規模・適正配置を進めることが重要であると考えます。</p>
8	<p>「学校が密集し小規模化が進んでいる学校を含む地域」は大局的に学校間で連携をとり適正配置に関する協議会をスタートすべきであり、教育委員会が方針を持って主導すべき。</p>	<p>審議会では事例検討において「学校が密集し小規模化が進んでいる学校を含む地域」の適正化については、一定区域の中での検討が必要であると導き出しました。</p> <p>教育委員会は方針を定め、検討に入る学校・地域を公表し、学校・保護者・地域関係者等の合意形成を図るためにも協議会の設置や運営についての的確に関与し、良好な教育環境のための計画を策定することが重要と考えます。</p>

No	意見の概要	審議会の考え方
9	「小集団での教育や生活へのニーズも考慮する必要がある」という表現は大きく下回る学校への対応としてはいかがなものか。	学校の適正な規模については、学校や地域の実情、子どもや保護者のニーズ等による多様な考え方があります。子どもにとって望ましい教育環境は何かという観点で考えていくことが重要と考えます。
10	教育委員会が「学校適正配置を検討する学校や地域を公表する」時点が明確ではなく、方針を作る必要がある。	答申を踏まえて、教育委員会が速やかに公表されることを望みます。
11	「地域（児童・生徒の保護者、地域関係者）の合意形成を図る」ということが、これまでできなかった。まず、教育委員会が方針を決め、区民や町会に説明に向き誠意を尽くす。その方針をもとに協議会で議論をしていくことが大事であり、そうでなければ適正配置は進まない。	教育委員会は方針を定め、検討に入る学校・地域を公表し、学校・保護者・地域関係者等の合意形成を図るためにも協議会の設置や運営についての的確に関与することが重要と考えます。協議会における検討では、教育委員会は状況説明や考えられる方策について情報提供を十分に行う必要があります。

2. 全体について

No	意見の概要	審議会の考え方
1	平成 13 年答申を改革するような内容になっておらず、適正配置の公表をした時点で、これまでの通りの紛糾が想定されるのではないか。	教育委員会は方針を定め、検討に入る学校・地域を公表し、学校・保護者・地域関係者等の協議会の設置や運営についての的確に関与し、良好な教育環境のための計画を策定すべきと考えます。十分な情報提供を行い、合意形成を図ることが重要と考えます。
2	複式学級が見込まれる状況になる前に学校を存続させようとする協議の場が設けられなかった。	教育委員会に対して、今後は各学校や地域で教育環境についての協議が進むよう求めます。それぞれの学校の規模にかかわらず、学校規模や教育課題に関して学校、保護者、地域関係者が情報や課題を共有していくことが重要であると考えます。
3	学校を減らすことが本意でないならば教育委員会は小規模化の進行を放置せず積極的にその意思を示すべき。	
4	教育委員会や行政は様々な決定を審議会に委ね、極端に少ない規模になるまで放置した責任は非常に大きい。事態を真摯に受け止め、猛省を即すとともに、前例にとらわれない大胆できめ細やかな支援を切に希望する。	教育環境の整備について区、教育委員会は責任を持って対処すべきであると考えます。早急に進め方の手順を定め、適正規模化に向けた協議と合意形成を進めるとともに、きめ細やかな支援がなされることを望みます。

No	意見の概要	審議会の考え方
5	子どもの通う小学校の隣接小学校の人数が少ない。適切な人数のほうが教育に良いと考えるので、できるだけ早く統合を進めてほしい。	ご指摘のように、学校や学級の規模は重要な教育環境であると考えます。課題を解消する方策について、教育委員会は保護者や地域関係者と合意形成を図りながら着実に進めることが重要と考えます。

3. 学校選択制等について

No	意見の概要	審議会の考え方
1	適正規模・適正配置は行政が地域と連携を取りながら進めるべきで、学校選択制がその道具となることは避けるべき。学校選択制は公立学校教育における重要な「多様性」を排除する方向を加速させている。	通学区域制、学校選択制、指定校変更制度については本審議会のなかでも多くの意見が出され、いずれの制度にも良さと課題があることを確認しました。教育委員会は今後も望ましい制度のあり方について検証していく必要があると考えます。
2	人数が少ないことを避けることにのみ学校選択制が利用されていると感じる。どんなに児童たちが仲良く、恵まれた少人数制の授業を受けていても選択の対象にはならない。	

刊行物番号

23-172

東京都板橋区立学校の適正規模及び適正配置について(答申)

平成24年3月

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会

発行 板橋区教育委員会事務局
新しい学校づくり担当課
〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1
TEL 3579-2624 FAX 3579-4214